

告訴状

平成29年6月12日

広島地方検察庁三光支部検察官 御中

告訴人

高野邦夫(コウノクニオ)



被告訴人

津田廣雄(ツダヒロオ)

記

以下の被告訴人行った告訴(犯罪)事実について嚴重なる処罰を求めるところです。

1. 告訴事実

平成29年5月2日(火)午後5時20分頃、被告訴人津田廣雄(以下単に津田という)は、故なく告訴人(以下単に私という)の居住地の敷地内に押し入って、無抵抗の私の胸ぐらを掴んで、私の左耳付近を握り拳で3回殴打し左耳及び左後頭部打撲の傷害を負わせたものです。

★刑法第130条(住居侵入等)・同法第204条(傷害)

◎判例:邸宅とは、人の住居の用に供せられる家屋に付属し、主として住居者利用に供せられるように区画された場所をいう。(大判昭7・4・21刑集11-四〇七)

2. 告訴の事情

平成29年5月2日(火)に庄原警察署が行った捜査のとおりであろうと思料いたしますが、詳細は口頭にて述べさせて戴きます。

3. 添付書類

a. 庄原日赤病院発行の診断書(写し)

b. 庄原警察署司法警察員宛の告訴状(原本)

以上 a. b. 各1通

※a. の診断書が写しであるのは、平成29年5月26日に b. の告訴状と共に庄原警察署に提出したのですが、庄原警察署は a. の診断書(原本)のみを受け取ったからです。

以上告訴人 高野邦夫(コウノクニオ)

